

「大阪コロナ追跡システム」の手引き

**施設（店舗）運営者・
イベント主催者の皆さまへ**

**2020年5月28日版（ver1.0）
大阪府スマートシティ戦略部**

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、効果的なワクチンや十分な治療薬がない中、今後も「ウイルスとの共存」を前提として長期的に対応していくことが求められています。

大阪府においては、令和2年5月14日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大の防止と社会経済活動の再開・維持との両立を図る」ための戦略に段階的に移行していく方針が決定されたところです。

その中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休止要請をした施設や自粛要請をしたイベント、また、同法によらず大阪府緊急事態措置に基づき休止協力依頼をした施設に対する休止・自粛要請が解除され、施設の使用等を再開する際などに感染拡大を防ぐ取組みを要請しています。

本システムは、こうした取組みの一つとして構築されたものであり、施設やイベントの運営者（以下「施設等事業者」という。）が施設やイベント会場内にQRコードを掲示し、施設利用者やイベント参加者（以下「施設等利用者」という。）がそのQRコードを読み取ることで、登録フォームにて連絡先（メールアドレス）を登録することができます。これにより、感染者が同じ施設を利用していたことが後日わかった場合、登録していただいた連絡先を活用し、当該施設の種別や規模に応じて大阪府から施設等利用者へ円滑に連絡させていただくことが可能となります。

5月21日の緊急事態宣言の解除を受け、施設やイベントの休止・自粛の解除が進む中で、施設等事業者におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、QRコードの掲示や施設等利用者への登録の働きかけをお願いするとともに、施設等利用者におかれては、積極的に連絡先を登録していただきますよう、お願いします。

大阪府知事 吉村 洋文

も く じ

- ① 「大阪コロナ追跡システム」について p 4
- ② ご協力をお願いする施設・イベント p 5
- ③ システム導入の手順 p 6
- ④ 感染者が発生したとき p 15
- ⑤ Q&A p 18

参考

「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」
(施設利用者向け)



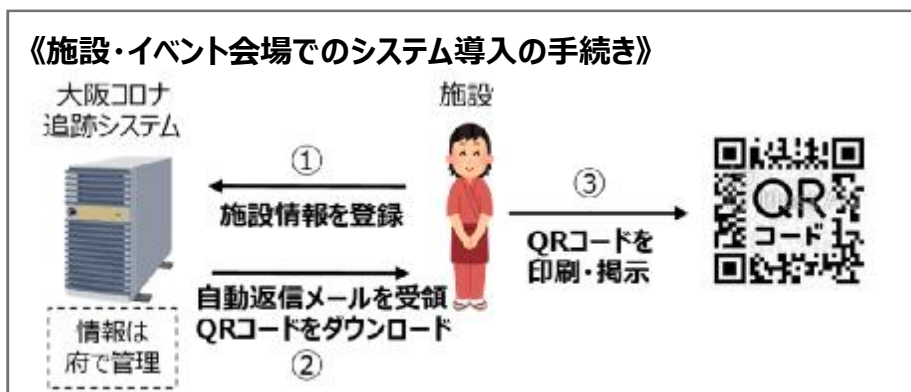
当冊子の記載内容は、今後変更される可能性があります。
最新情報は、大阪コロナ追跡システムのホームページでご確認ください。

1 「大阪コロナ追跡システム」について

大阪コロナ追跡システムとは

本システムは、飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。

施設の利用やイベント参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に応じて、大阪府から施設等利用者にメールで注意喚起のお知らせをします。また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。



※QRコードは
(株)デンソーウェブの
登録商標です

2

ご協力をお願いする施設・イベント

ご協力をお願いする施設・イベントは、以下の考え方に基づいています。

- ・飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等
 - ・大阪府による休止・自粛要請（2020年4月14日～）の対象施設・イベント
- 上記のうち、不特定多数の方が利用する施設及び不特定多数の方が参加するイベント

【施設】 以下の施設のうち、不特定多数が利用する施設

食事提供施設
飲食店（居酒屋含む。）、料理店、喫茶店 等
劇場等
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
集会・展示施設
貸会議室
集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館
博物館等
博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設
生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗
遊興施設
個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設・遊戯施設
マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等
体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブなどの屋内運動施設

【イベント】 以下のイベントのうち、不特定多数が参加するイベント

屋内イベント
自由参加のセミナーや講演会など
屋外イベント
会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る。

※会場施設に当システムのQRコードがある場合、そちらを利用していただいても構いません。

- ※ 休止・自粛要請を受けている施設・イベントについては、その要請解除後の大阪府の決定にあわせてご協力ください。
- ※ 最新情報は大阪府ホームページで確認してください。

3

システム導入の手順

STEP 1. 申請用ホームページにアクセスする …… p 7

STEP 2. 申請画面から登録申請する …… p 9

STEP 3. 受信したQRコードを印刷する …… p 11

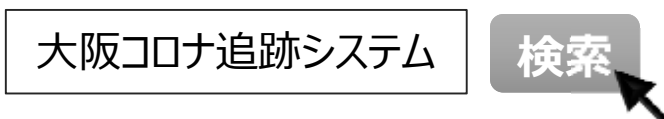
STEP 4. QRコードを施設等に掲示する …… p 13

STEP 1 . 申請用ホームページにアクセスする

① アクセス方法

・インターネットで検索

大阪コロナ追跡システム	検索
-------------	----



・URL入力

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html

② ホームページにアクセスしたら

(1) 記載内容をご確認ください


(2) **QRコードを発行** をクリックしてください

(3) 施設 又は イベント の区分を選んでください

→ p8 ホームページ画面のイメージ

→ p9 STEP 2へ

申請用ホームページ画面（イメージ）



**大阪
コロナ追跡システム**
ご登録のお願い

▶ **施設（店舗）運営者
イベント主催者のみなさま**
◆感染拡大防止のため、ご協力をお願いいたします。

大阪コロナ追跡システムについて

- ◆本システムは、飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。
施設の利用やイベント参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に応じて、大阪府から施設等利用者にメールで注意喚起のお知らせをします。また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。
- ◆感染拡大防止には多くの飲食店や施設等が本システムにご参加いただくことが重要であるため、【制度の概要】及び【注意事項】をご確認いただき、本システムへのご登録をお願いします。

次のボタンをクリックして、立ち上がった入力画面に必要事項を記入し、QRコードを申請してください。

QRコードを発行

※5月29日（金）9時より、「飲食店以外」の施設で発行開始予定
※6月1日（月）9時より、全施設で発行開始予定

QRコード再発行はこちら

（後略）

システム入口画面（イメージ）

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
本システムは、新型コロナウイルス感染が判明した方と、同じ日に、同じ施設やイベントで登録をされた方に、メールで注意喚起のお知らせをすることで、感染拡大を防ぐためのシステムです。
また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。

施設管理者もしくはイベント主催者いずれかをお選びください。

施設

イベント

大阪府

STEP 2. 申請画面から登録申請する

- ① 画面の内容に沿って、必要事項を入力してください
- ② 【注意事項】を確認し、同意されたらチェック☑してください。
- ③ 【登録】 ボタンをクリックしてください。

<登録画面例（施設の場合）>

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
入力フォームに必要事項をご入力いただき、注意事項をご確認・同意のうえ、一番下の登録ボタンをクリックしてください。

○施設名

※複数店舗登録希望の方は、各店舗ごとに登録してください。

○種別 食事提供施設 居酒屋

○席数/面積 ○席～○席

○所在地 郵便番号

大阪府 大阪府

※所在地が大阪府内にある施設のみ登録可能です。

○電話番号

○メールアドレス

確認のため、もう一度入力してください。

○パスワード ※再発行の際必要となります

【注意事項】 (略)

システム利用にあたり、以上について同意します。

- ・大阪府のメールは、「@smarcity-osaka.jp」から届きます。ドメインによる受信制限等をされている方は解除をお願いします。
- ・導入方法については、下記ホームページをご参照ください。
URL (略)
- ・ご不明な点は、下記ホームページ (FAQ) をご参照ください。
URL (略)

登録

各入力欄に記入

<入力項目>

施設	イベント
施設名	イベント名
種別 ※1	屋内外の別
席数/面積	人数
所在地	開催場所
電話番号	
メールアドレス	
パスワード (再発行用に設定)	

注意事項を確認して チェック☑

マニュアル FAQ (よくある質問)

※必要に応じてご覧ください。

【登録】 をクリック

※1 →p5 参照

→ p 10 「注意事項」など詳しい説明

→ p 11 STEP 3へ

登録に際しての注意事項

- ✓ メールアドレスを登録した施設利用者が感染者となった場合、その感染者が立ち寄った施設・イベントの種別・規模に応じて、同日当該施設でメールアドレスを登録した方に、大阪府より一斉に注意喚起メールを送信します。
その際、注意喚起メール内では、施設名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。また、個別にお問合せいただいても、一切お答えいたしません。
ただし、クラスターの発生（おそれを含む）が判明した場合には、大阪府より施設名・発生日等を公表した時は、注意喚起メール内にて施設名とあなたが立ち寄られた日時をお知らせいたします。
- ✓ いただいた情報については、大阪コロナ追跡システムの事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ✓ 大阪府においては、本システムで収集した情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ✓ 本システムの利用に際して、大阪府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。

チェックポイント

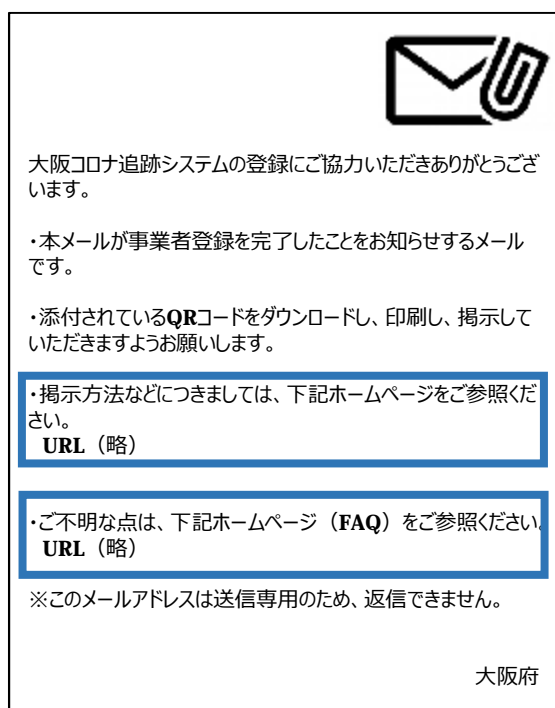
- ✓ 登録に際して費用は発生いたしません。ただし、登録時の通信費用、QRコードを印刷する費用はご負担いただきます。
- ✓ 複数店舗、施設をお持ちの場合、各店舗・施設ごとにQRコード発行の申請をお願いします。
- ✓ 屋外や大規模施設内の広場などで行うイベントについては、原則、専用の出入口を設置して、イベント参加者と通行人等を明確に区分できる場合に対象になります。
- ✓ 施設の運営者が、自らの施設でイベントを主催する場合は、原則として、施設での登録をお願いします。

STEP 3 . 受信したQRコードを印刷する

- ① QRコードが添付されたメールが届く
- ② メール添付のQRコードをダウンロードする
- ③ QRコードを印刷してください

※印刷機がない場合は、コンビニエンスストアで出力いただくか、携帯端末やディスプレイの画面に表示して読み取ってもらう等の方法をご検討ください。

<事業者登録確認メール例>



メール添付の
掲示用QRコードを
ダウンロードして下さい

掲示方法 (マニュアル)

※必要に応じてご覧ください。

FAQ (よくある質問)

※必要に応じてご覧ください。

→ p12 掲示用QRコードの実物イメージ

→ p13 STEP4 (終了)

掲示用QRコード（イメージ）



大阪コロナ追跡システム ご協力のお願い

■大阪コロナ追跡システムとは

- ・ 新型コロナウイルス感染症の**感染拡大を防ぐことが目的**
- ・ 施設等の利用の際にQRコードからあなたの**メールアドレスを登録**
- ・ あなたが登録した日と同じ日に同じ施設を利用された方に感染が確認された場合、**注意喚起のメールを送信**
- ・ ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願いいたします。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます。



■登録の方法

 登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームに**メールアドレス**を入力する。
3. 登録確認メールが届く。

登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。
お手数ですが再度ご登録をお願いいたします。

■ご注意ください

- ◆ 入力が必要な事項は**メールアドレスのみ**です。
- ◆ 同じ場所であっても、**訪問するたびに**読み込んで登録してください。

施設名／イベント名

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<参考> ダウンロードしたPDFデータのコンビニでの印刷方法について（コピー機がない場合）

【スマホ編】 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリと印刷方法は以下ページを参考。

- ・セブンイレブン https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html
- ・ファミリーマート、ローソン https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/ja/howto.aspx

【パソコン編】 USBメモリ等にデータを入れておく。主要コンビニでのPDF印刷方法は以下ページを参考。

- ・セブンイレブン <https://www.sej.co.jp/services/print.html>
- ・ファミリーマート <https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9>
- ・ローソン <https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

STEP 4. QRコードを施設等に掲示する

掲示場所のポイント

- 多くの施設等利用者にわかりやすく、目立つ場所
- スマートフォン等のカメラで読み取りやすい場所

例えば・・・

- ・店舗の入り口
- ・会計レジまわり など

[その他工夫例]

(飲食店)

- ・各テーブル上
- ・注文用タブレット表示
- ・メニューに挟み込み など

(図書館)

- ・受付
- ・モニター表示 など

(美術館・博物館)

- ・チケット売り場
- ・グッズ売場
- ・モニター表示 など

(イベント会場)

- ・配布物に封入
- ・会場内ポスターパネル
- ・会場内エレベータホール など

※施設利用者以外の方が誤って利用されたりしないよう、施設の外側などへの貼付は、お避けください。

→ p14 詳しい説明

チェックポイント

- ✓ 雨等に濡れて破れてしまったり、開店中や閉店後に剥がされたりしない場所に掲示するようにしてください。
- ✓ 対象は大阪府内の施設です。府外にお持ちの系列店舗や支店に、府内店舗等のQRコードを掲示しないでください。
- ✓ 複数店舗、施設をお持ちの場合、各店舗・各施設でそれぞれ別にQRコードを申請・掲示してください。
- ✓ 掲示後は、施設等利用者に対して、できる限り登録を働きかけていただくよう、ご協力をお願いします。
- ✓ イベントで掲示した際は、イベントが終了したら撤去してください。

4

感染者が発生したとき

以下の場合に、大阪府から注意喚起メールを送ります。

- ① 本システムに登録した利用者の感染が判明したとき
- ② クラスタが発生した施設・イベントが判明したとき

	①利用者の感染が判明	②クラスタの発生が判明
通知基準	同じ日に、同じ施設・イベントに、基準人数※ ¹ を上回る感染者が行ったことが確認されたとき	本システムに登録した施設・イベントでクラスタが発生（おそれを含む）したとき
通知先	本システムに登録した施設・イベントのうち、感染者が、感染判明前の一定期間※ ² に立ち寄った施設等を同じ日に利用された方	クラスタの発生（おそれを含む）が判明した施設・イベントを、発生が疑われる日に利用された方
施設名等の取扱い	大阪府からの注意喚起メールでは施設・イベント名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。	大阪府から施設・イベント名・日時を公表する場合は、大阪府からの注意喚起メールでも施設名等をお知らせします。
備考	※ 1 通知基準は、施設・イベントの種別と規模等で設定 ※ 2 一定期間は、原則として感染が判明した日からさかのぼり、発症前2日まで	

・本システムは、従業員の方もご利用いただけます。ただし、従業員が勤務する施設・イベント以外でもQRコードを登録している場合は、従業員にメールが届いたことが、必ずしもその勤務する施設・イベントに感染された方が立ち寄られたことを意味することにはなりません。

→ p16 各注意喚起メールのイメージ

→ p17 施設・イベントの種別・規模別 注意喚起メール発出基準

注意喚起メール（イメージ）

本システムに登録した利用者の感染が判明したとき

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

<お願い>

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
(問い合わせいただいてもお答えすることができません)

施設・イベント会場でクラスターが発生したとき

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●●施設において、新型コロナウイルスのクラスター（集団感染）が疑われる事案が発生しました。

このことが必ずしも、あなたの新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

施設における注意喚起メール発出基準

基準	対象	施設種別	座席数		面積		
			100席未満	100席以上	1,000㎡未満	1,000㎡～1万㎡	1万㎡以上
レベルA	◆全国でクラスターが発生した施設 (5/23時点で特措法により休止要請していた施設)	<座席> ・スナック、バー、パブ ・キャバレー等接待を伴う飲食店 <面積> ・ライブハウス、カラオケボックス、スポーツクラブ	1人	2人	1人	2人	-
レベルB	◆クラスター類似施設など、比較的高いリスクの施設 (5/23時点で休止要請を解除した施設) ◆飲食店	<座席> ・飲食店 <面積> ・体育館、ボウリング場、屋内運動施設 ・ダンスホール、性風俗店 <面積：1000㎡超> ・テーマパーク、遊園地 ・個室ビデオ、ネットカフェ、場外馬券場等	2人	3人	2人	3人	5人
レベルC	◆上記以外の施設で当該システムの対象施設 (5/16時点で休止要請を解除した施設)	<座席> ・劇場、映画館 <面積> ・百貨店、その他の小売店 ・ホテル、集会所 (ただし集会の用に供する場所) ・旅行代理店、その他のサービス業 等	3人	4人	3人	4人	5人

イベントにおける注意喚起メール発出基準

後日公表

対象施設・イベント

Q	A
社員食堂や学生食堂などは対象となるのでしょうか。	従業員や学生などのみ利用可能な施設は対象外ですが、一般利用が可能な場合には対象です。
病院や福祉施設の中の食堂、喫茶店なども、一般人が利用できる場合は対象になるのですか。	特定の方のみ利用可能な施設は対象外ですが、一般利用が可能な場合には対象です。
登録している大規模施設の中の店舗も重ねて登録しないとイケないですか。	対象となっている施設の中の店舗についても、ご登録をお願いします（各店舗の業態や規模によって、異なるメール発出基準を設けています）。
登録している貸館施設の中の個別の会議室やホールも重ねて登録しないとイケないですか。	貸館施設内の個別の部屋のうち、定員が 100人以上 の部屋については対象ですので、個別に登録をお願いします。
病院や銀行、事務所など対象となっていない施設を登録してもいいですか。	対象外の施設等の登録はお控え願います。なお、本システムの運用状況を踏まえ、対象施設やアラート基準等について改めて検討する予定です。
テイクアウト店は対象となるのでしょうか。	テイクアウトのみの店舗は対象外です。
お祭りの模擬店やイベントのキッチンカーなど、テイクアウトの飲食を提供するイベントをします。この場合、イベントとしては登録しますが、模擬店やキッチンカーごとにも登録が必要なんですか。	テイクアウトの店舗は対象外となります。ただし、主に、テイクアウトした飲食物をその場で飲食するための共同の会場スペースを設けている場合は、当該スペースが登録の対象となります。
施設の運営者ですが、自ら主催するイベントも登録しなければなりませんか。	施設として登録しておられるなら、重複しての登録は不要です。
不特定多数の者が参加するイベントを開催します。通りすがりの方が少し立ち止まって見たりするなど、明確にイベントの参加者がわかりにくく、誰にメールアドレスの登録をお願いしていいかわかりません。	屋外や大規模施設内の広場などのイベントの場合、原則、専用の出入口を設置して、イベント参加者と通行人等を明確に区分できるイベントは対象となります。

登録手続き

Q	A
登録内容に変更があったがどうすればよいですか。	登録後、内容の変更はできません。登録内容に変更のある場合は、改めて新規で登録をお願いします。
登録していた施設等について、途中で本システムへの登録をやめる場合はどうしたらよいですか。	感染拡大防止のため、できれば、引き続きの掲示をお願いします。 休業や廃業等やむを得ない場合は、特にご連絡はけっこうです。

利用方法

Q	A
施設への入館時に登録してもらえばいいですか。	施設に滞在している間であれば、いつでも結構です。
従業員にメールアドレスを登録させてもいいですか。	お店の従業員の方も感染リスクはあるので、ぜひ、利用者と同一ように日々システムへの登録をしていただきたいと存じます。

感染者発生時

Q	A
感染者が発生した場合、施設側にもメールが届きますか。	施設側にメールは送信しません。ただし、クラスターが発生した場合は、大阪府から連絡します。
感染者が私の店の利用者かどうか、わかりますか。	感染者のプライバシー保護の観点から、店側に感染者が立ち寄ったかどうかをお知らせすることはできかねます。
なぜ、施設の規模や業態によって、注意喚起のメールを送信する基準が違うのですか。	施設の規模や業態によって感染の可能性が異なることを想定し、一定の基準を設定して、基準に達したときに、注意喚起等のメールを送信します。

参考

お客様への説明などにご活用いただける
お客様向け「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」を
次ページ以降に掲載しています。

- ・印刷してチラシとしてQRコードのそばに設置
- ・お客さまお問合せ時にタブレットに表示し説明
などにより、ご活用ください。

「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」ダウンロード方法

- ・ インターネットで検索

大阪コロナ追跡システム

検索

→「大阪コロナ追跡システム」ホームページから
「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」をダウンロード

- ・ URL入力

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/riyoguide.html

→「大阪コロナ追跡システムご利用ガイド」をダウンロード

- ・ (当冊子を紙面でご覧になっている場合)
以下のQRコードを読み込んでダウンロード



登録の仕方

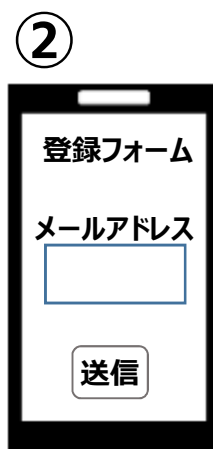
ステップ 1

来場した施設にて、ご自身のスマートフォン等のカメラで、QRコードを読み取ってください



ステップ 2

表示された登録フォームにメールアドレスを入力し、送信してください



ステップ 3

登録完了メールが自動返信されるので、確認してください



登録するのはメールアドレスのみです!

登録完了!

登録した施設・イベントに感染者がいたことがわかったとき

大阪府から注意喚起のメールが届きます。



登録後、万が一ご自身の感染が判明したときは、大阪府からの案内に従って、登録したメールアドレスと発症日及び陽性判明日を、大阪府にお知らせください。

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -2

**大阪コロナ追跡システムでは、今回ご登録いただいた「メールアドレス」と、
感染判明時にお聞きする「発症日」及び「陽性判明日」以外には、
「氏名」「住所」「電話番号」など一切の個人情報を収集することはありません。**

【個人情報の取り扱いについて】

登録いただいたメールアドレス等のデータは、大阪府個人情報保護条例に則り、適切に運用管理いたします。なお、メールアドレスのデータは2か月で自動的に消去されます。

大阪コロナ追跡システム特設サイト（一般利用者向け）

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

..... システムのご説明（よくあるご質問）

QRコードの読み込みについて（ステップ①）

■ スマートフォンを持っていないとき

このシステムは、基本的に、スマートフォンをお持ちの方を対象としたものです。
なお、QRコードの読み取りが可能で、かつインターネットにつながるタブレットやフィーチャーフォン（ガラケー）などのご利用できます。

■ QRコードはどこにあるか

QRコードを貼る場所は、施設・イベント管理者の任意です。大阪府は、施設の入口や受付、壁面、飲食テーブル上などへの掲示を推奨しています。
見つからない場合は、各施設・イベント会場のスタッフにご確認ください。
※すべての施設やイベント会場が、システムを導入しているわけではありません。

■ QRコードの読み取り方法

一般的には、スマートフォンのカメラで撮影することで読み取ることができます。

■ 特定の施設・イベントにQRコードが設置されているか知りたい

設置は任意ですので、施設管理者・イベント主催者にお問い合わせください。

メールアドレスの登録について（ステップ②）

■ 一度登録した施設・イベントに、別の日に行くとき、再登録が必要か

同じ施設・イベントでも、利用日が変われば、その都度、QRコード読み込み→メールアドレス入力・送信→メール受信確認が必要です。

登録完了メールについて（ステップ③）

■ 登録完了メールの内容

登録完了メールの文面を次ページに掲載していますので、ご覧ください。

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -3

■ 登録完了メールが、しばらく経っても届かないとき

ご自身のメールアプリが、大阪府のドメインメール（@smartcity-osaka.jp）を受信できる設定になっているか、ご確認ください。また、登録フォームでメールアドレスの入力を間違えた可能性がある場合は、再度ご登録ください。

■ 自動返信メールには何をしたらよいか

自動返信メールは、確認いただくだけで結構です。

注意喚起メールについて

■ どんなときに注意喚起メールが届くか

○注意喚起メールの通知基準は以下のとおりです。

同じ日に、同じ施設・イベントに、基準人数※¹を上回る感染者が行ったことが確認されたとき

○注意喚起メールの通知先は以下のとおりです。

本システムに登録した施設・イベントのうち、感染者が、感染判明前の一定期間※²に立ち寄った施設等を同じ日に利用された方

また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。

※¹ 通知基準は、施設・イベントの種別と規模等で設定

（掲載ページ）http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/kijyun.html

※² 一定期間は、原則として感染が判明した日からさかのぼり、発症前2日まで

■ 受信したら何をしたらよいか

注意喚起メールは、同じ施設等を利用された方に感染者がいたことが判明したときと、クラスターが発生したときで異なります。具体的な対応については、それぞれのメール文の記載内容をご確認ください（次ページのメール文面参照）

■ いつ、どの施設・イベントに感染者がいたか知りたい

個人情報保護及び風評被害回避の観点から、施設・イベント名および日時はお伝えすることができませんのでご理解ください。

※クラスターが発生した際は施設名等が公表されることがあります。

■ 注意喚起メール配信時、感染者になったことが公表されてしまうのか

注意喚起メールには、感染者の氏名、利用した施設・イベント名や日時は記載されません。（次ページのメール文面参照）

※クラスターが発生した際は施設名等を記載します。

■ 注意喚起メールが来たことを、心当たりがある施設・イベントに伝えていいか

大阪府から送る注意喚起メールでは施設名や日時はお伝えしていません。憶測で施設を特定するような行為はしないでください。

大阪コロナ追跡システム ご利用ガイド -4

メールアドレス登録自動返信メール（イメージ）

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。

・本メールが登録を完了したことをお知らせするメールです。

<ご注意ください！>

大阪コロナ追跡システムでは、今回ご登録いただいたメールアドレス以外に、「氏名」「住所」「電話番号」をはじめ一切の個人情報を収集することはありません。

・あなたが登録した施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が同じ日に利用されていた場合、大阪府より注意喚起メールをお送りいたします。

利用にあたってご不明な点は、こちら（FAQ）をご参照ください。：URL（略）

※このメールアドレスは送信専用のため、返信できません。

大阪府

注意喚起メール（イメージ）

本システムに登録した利用者の感染が判明したとき

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

<お願い>

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
（問い合わせいただいてもお答えすることができません）

施設・イベント会場でクラスターが発生したとき

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●●施設において、新型コロナウイルスのクラスター（集団感染）が疑われる事案が発生しました。

このことが必ずしも、あなたの新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

【大阪コロナ追跡システム：URL（略）】

大阪コロナ追跡システム特設サイト（一般利用者向け）

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

大阪コロナ追跡システムAIチャットボット（24時間受付）

（準備中）